

1. 商 品 名	77アグリパートナー50
2. 融 資 対 象	業歴3年以上かつ税金の滞納がない法人もしくは個人事業者で、次の1～3のいずれかを満たし、日本政策金融公庫が認める方 1. 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条に基づき市町村長の認定を受けたもの）であること 2. 法人の場合は、直近1年間の農業売上高が10百万円以上、個人事業者の場合は、直近1年間の農業収入が2百万円以上であること 3. 法人の場合は、直近1年間の農業売上高が総売上高の50%以上、個人事業者の場合は、直近1年間の農業所得が総所得の50%以上であること ※ その他、当行所定の取扱基準を満たしている方
3. 資 金 使 途	農業経営に必要な運転資金および設備資金 ※ ただし、既存借入金の返済資金には利用できません
4. 融 資 金 額	1百万円以上50百万円以内（単位：10万円）
5. 融 資 期 間	1年以上7年以内（据置期間1年以内） 注. 融資期間が7年の場合の最終期限は、初回約定返済日の7年後の応答日より3ヵ月もしくは6ヵ月遡った月の25日（休日の場合は翌営業日となりますが、融資実行日から7年後の応答日が休日の場合にのみ前営業日）となります
6. 融 資 利 率	審査結果に応じた当行所定の金利（変動金利）を設定させていただきます
7. 融 資 形 式	証書貸付
8. 返 済 方 法	元金均等返済（3ヵ月もしくは6ヵ月毎）
9. 返 済 日	1. 3ヵ月毎の元金均等返済の場合 2月、5月、8月、11月の25日 2. 6ヵ月毎の元金均等返済の場合 2月、8月もしくは5月、11月の25日 注1. 初回の約定返済日は、融資実行日の翌日以降最初に到来する返済日となります 注2. 休日の場合は翌営業日。ただし、融資実行日から7年後の応答日が休日の場合のみ前営業日となります
10. 担 保	不 要
11. 保 証 人	法人の方は代表者のみ、個人事業者の方は不要（第三者保証人不要）
12. そ の 他	1. 本貸出に対して、次の事由により日本政策金融公庫による補償金の支払いが行われた場合は、当行から日本政策金融公庫に貸出債権（補償金相当額）が譲渡されます（補償金の支払いにかかる手数料は当行が負担いたします） （1）元利金の約定返済について、3ヵ月以上延滞した場合 （2）支払の停止、手形交換所の取引停止処分、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算の開始等の法的破綻等に至った場合 2. 原則として、期限前返済および条件変更はできません。やむを得ず行う場合は、当行所定の融資関係手数料（繰上完済・臨時内入手数料：5,500円（消費税込）、貸出条件変更手数料：11,000円（消費税込））をお支払いいただく他、違約金が発生する場合があります
13. 審査結果のご通知	当行および日本政策金融公庫の審査を経たうえでご通知いたします
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772